HPV (子宮頸がん予防) ワクチンの特例接種及び 自費接種の償還払いについて

1 HPVワクチンの特例接種(キャッチアップ接種)について【法定】

平成25年6月以降、健康被害による積極的勧奨の差し控えにより、 定期の予防接種として受ける機会を逃した方を、令和4年4月1日から 3年間、特例的に定期接種の対象とします。

ヒトパピローマウイルス (HPV) 感染症に係る予防接種法のHPV ワクチン接種は、健康被害により積極的な勧奨の差し控えの勧告(平成25年6月)が出されていましたが、令和3年11月、接種による有効性が副反応のリスクを上回ると認められ、勧告が廃止されました。

勧告が廃止されるまでの9年間、積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行えるよう、令和4年3月25日、予防接種法施行令の一部改正がなされ、4月1日から施行されたものです。

(1) 対象者

平成9年4月2日~平成18年4月1日に生まれた女性 (25歳~17歳) 約8,600人

(2) 接種者数

見込み 1,500 人 (HPVワクチン定期接種率見込み17.5%から試算)

(3) 周知

対象者への個別通知(5月下旬発送予定)、広報あつぎ(7月15日号予定)、保健センター情報紙、市ホームページ等を活用

2 HPVワクチンの自費接種者に対する償還払いについて【市町村取扱い】

HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の機会を逃した方の中で、任意接種として自費でワクチンを受けた方に対して、キャッチアップ接種との費用負担に係る公平性を確保するため、当該任意接種の費用助成を行うものです。

(1) 対象者

平成9年4月2日~平成17年4月1日に生まれた女性 (25歳~18歳)約7,600人

ただし、対象接種期間にHPVワクチンを自費接種し、令和4年4月1日に住民登録が厚木市にある方。

- (2) 対象接種期間 平成26年4月1日~令和4年3月31日
- (3)申請予定人数及び件数見込み230人(H26~R1 国接種率3%を基に試算)690件(3回接種分)
- (4)申請期間 令和5年3月31日まで
- (5) 周知

広報あつぎ (7月15日号予定)、保健センター情報紙(9月15日号予定)、市ホームページ等を活用